

## 第4章 今後に向けて

### 1. 市に期待すること

#### (整備事業のスタートラインに向けて)

- 懇話会の位置づけは、建築計画的には施設整備の基本となる「基本構想」以前の段階、これから施設整備といった政策を形成していく過程の段階にあるといえる。このことは懇話会が専門的機関として重要な位置づけにあることを示している。比較的自由度の高いこの段階で、様々な検討を行うことが大切である。この段階での検討が不十分のままに基本構想に進んでしまうことが、その後の課題を生む原因になっているとも指摘がなされる。その意味で、有意義な検討が行われたのではないかと考える。

#### (充実しているとは言えないホール環境のなかで活発で多彩な活動が行われている)

- 仙台の大型ホールの現状は、2,000席規模のものがなく、既存施設は老朽化も進み、今日的な水準からすれば様々な課題を抱えている状況にある。しかし、そのなかでも東北の拠点都市として興行的な公演も多彩で活発であり、市民の文化芸術活動も非常に活発である。ホールでの活動だけではなく、まちを使ったフェスティバルといった活動も豊かで仙台の特徴の一つともなっている。まさに、楽都仙台、劇都仙台と名乗るに相応しいともいえる。

#### (大きな期待と厳しい現実の狭間で)

- 懇話会では、長年の市民の要望であり、政策的な課題でもあった音楽ホールの整備を具体的に検討することに、大きな期待を持つとともに、仙台のホール環境がこれを契機に都市の位置づけに相応しい環境に充実させていくことができれば、非常に望ましいことと考える。しかし一方で、日本社会はこれから縮退し、経済的な側面でも困難な時代を迎えると想定されている。それは仙台にとっても避けることはできない流れである。そのような中で、将来において、市民から造ってよかったといわれる施設とすることがどのようにすればできるのかといった点が大きな課題であったといえる。

#### (文化芸術の力は未来を拓く)

- 文化芸術振興基本法が制定されてから20年、日本の文化芸術政策は大きく発展してきた。また、東日本大震災からの復興過程で体験した文化芸術の持つ力は、被災地のみならず、日本の再生という視点からも、これからの困難な時代を切り拓く力であると確信されるようになってきている。国も文化芸術立国を宣言し、その実現に向けた施策を展開しようとしてきている。懇話会においても、これまでのホール施設のあり方に留まらず、次代に向けた新しい文化芸術振興のあり方、ホール施設のあり方を踏まえ、それらを理念、目的として掲げた。文化芸術はまだ未知の部分もあるが、幅広い分野で未来を切り拓く力があり、ホール施設はその力を社会に発揮していただくための拠点になり得るものである。

#### (仙台の持てる資源を活かし、仙台市の総合力を発揮していく必要)

- 音楽ホール整備を単なる施設整備事業ととらえるべきではない。仙台が持つ市民に支えられた文化芸術の底力、資源性を活かし、総合的な文化芸術政策、すなわち教育、福

祉、観光、産業振興、国際交流、まちづくりと一体となった取組みにより、都市戦略としてこの整備事業を活用していくことが肝要である。この事業の成否は市の文化芸術に対する認識、姿勢に掛かっているといって過言ではない。ホール施設は決して単独では採算性が良い施設にはなり得ない。しかし、社会的な大きなサイクルでの投資と成果の循環を起こすことによって、大きな価値を生み出していくことができるものである。その点が公共施設として整備し、公共が関与することが必要な部分であり、まさに市の政策が問われるところである。

**(次代に向けた新しいまちづくり、都市創生の推進を図る拠点として)**

- ここに提起する新しい概念の文化施設である音楽ホールは、広域から様々な人が訪れ、まちの新しい回遊拠点となるべき施設である。さらに、人口減少等これからの困難な時代に向けては、多様な市民と協働のまちづくりを推進する社会的基盤として、都市の創生を推進していく拠点となり得るものである。文化芸術の力を介したまちづくりは、まちに新しい価値を生み出し、都市の魅力や活力、市民生活の豊かさに繋がるなど、大きな効果が期待できるものであり、その実現に向けて着実に取り組みを進めていくことが、今後の市の大きな責務である。

**(市民の理解と支援、民の力を活かし、創造的な挑戦を期待する)**

- 施設整備、運営体制構築、敷地の選定やまちと一体となった整備など、提案した課題の一部だけを見ても容易な課題ではない。しかし、文化芸術の根底にある創造性、クリエイティビティとは、従来からの考え方や発想の延長には無い、新しい価値を生み出すことである。懇話会報告の根底として市に求めるのはそのような創造性の発揮である。そのためには、なによりも市民の理解と支援、市の力だけではない民の力の協力がなければ推進できないであろう。音楽ホール整備に向けて、市の政策形成における創造力、クリエイティビティの発揮を期待するものである。

## 2. 今後に向けて

- 今後に向けて以下の8点を掲げておきたい。

**(1) 市の都市政策としての方針の決定とまちづくりと一体となった推進**

- 今後、敷地の決定、基本構想の策定へ進むにあたっては、音楽ホール単体ではなく、まちと一体となった整備を実現するために、都心機能の強化など市としてのより大きな政策課題に対する施策の中に、この音楽ホール整備を位置付け、総合的な都市創生の取組みとして推進されることが望まれる。
- 大型で事業期間の長いプロジェクトであり、官民のホール整備や改修・更新計画の状況の変化、再開発や都市更新の動向の変化など整備事業を取り巻く環境の変化には柔軟かつ的確で、迅速な対応ができるようにしていくべきである。

**(2) 震災復興の過程で果たした音楽、文化芸術の役割を一層推進する拠点としての重要性**

- 東日本大震災からの復興過程では音楽は人々の心の復興に大きな役割を果たし、文化芸術の力や役割が再認識される契機ともなった。被災地としてこのような文化芸術の持つ力を広く発信し、文化芸術が社会的役割を一層果たしていくために取り組むことは重要な役割

であり、その拠点として、音楽ホールの整備は強く求められる。

### (3) 宮城県民会館の後継施設との役割・機能の整理

- 宮城県では、市が2,000席規模のホールを含む音楽ホールを整備することを前提として昨年度実施した「宮城県民会館需要調査」の結果に基づき、宮城県民会館の後継施設のあり方について検討をはじめようとしている。音楽ホールについては一定の方向性を明確に示したが、県民会館の後継施設がどのような規模、機能を持つのかなど、県市で十分に情報共有を図り、相乗効果を得られる施設となるように、整理をすすめていただきたい。

### (4) スケジュールの明確化

- 敷地の決定や事業手法の決定などが前提となるが、整備事業のスケジュールを明確化し、目標年次の設定をすべきである。また、それに合わせ、他のホール施設の再編整備の計画的調整を図り、ホール施設といった文化芸術基盤が大きく欠損する状況が長期にわたり発生することの無いように、プロジェクトマネジメントを行う必要がある。

### (5) ソフト事業運営の枠組みと人材育成など先行的取組みの明確化

- ソフト面の事業運営の枠組み、方向性がまだ明確にはなっていない。できるだけ具体性ある方向性を早期に構築し、設計与件等として示していくことが必要である。また、従来から指摘されるアートマネジメント人材の問題だけでなく、まちづくりや地域社会課題解決と文化芸術を繋ぐ人材などは既存の育成機関ではなかなか得られない人材であり、早期にその対策を具体的に構築していくべきである。

### (6) 市民の関心の喚起、市民合意形成の努力

- 音楽ホール整備に関心の高い市民が多くいることは事実であるが、さらにそれを広げていくことが必要である。従来のホールとは異なる新しい文化施設としての音楽ホールのあり方を市民に知ってもらうためにも、市民の関心を喚起し、さらに、立地場所などについての市民合意が形成されるように努力していくことが求められる。

### (7) 市内文化施設の体系的再編

- 市内、特に都心部のホール施設等の文化施設は老朽化しているものが多く、その再編整備が大きな課題である。音楽ホール整備を契機に、それらの体系的な再編、これはハード面だけではなく管理運営面の課題も含め、貴重な公的資産が有効に機能していないといったことが無いように、現状を分析し、改善を図ることが期待される。この場合においても都心部の都市機能強化、まちづくりと連携して進められるべきである。

### (8) 音楽ホールという名称の課題

- この報告書で提起している音楽ホールとは、新しい文化芸術施設のあり方を示すものであり、その中心たる大ホールも「2,000席規模の生の音源に対応した音響重視の高機能多機能ホール」と想定している。音楽ホールといった呼称は、いわゆるクラシック音楽専用のコンサートホールを想定する場合が多いと思われる。それに匹敵した音響性能を有するが、多機能ホールとして多様な音楽、舞台芸術の利用を可能にする劇場としての性能も有するホールを提起している。幅広い市民の理解と支持を得ていくためにも、実態に相応しい呼称が必要と考えられ、別な呼称の使用を検討されることを望みたい。



# 參考資料



## 1. 仙台音楽ホール検討懇話会

### (1) 設置要綱

#### 仙台市音楽ホール検討懇話会設置要綱

(平成 29 年 10 月 31 日市長決裁)

#### (設置)

第 1 条 (仮称) 仙台市音楽ホール (以下「音楽ホール」という。) の整備について、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、仙台市音楽ホール検討懇話会 (以下「懇話会」という。) を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に検討報告書を提出するものとする。

- (1) 音楽ホールが備えるべき施設機能と規模に関する事
- (2) 音楽ホールの立地のあり方に関する事
- (3) その他音楽ホールの整備に係る必要な事項に関する事

#### (組織)

第 3 条 懇話会の委員 (以下「委員」という。) は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 本市の職員
  - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から懇話会の解散の日までとする。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 会長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 懇話会は、専門の事項について調査審議させるために必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

5 専門部会に部会長1名を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(解散)

第7条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年10月31日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。

## (2) 委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏名	所属・役職等
○ いまい くにお 今井 邦男	全日本合唱連盟 常務理事 宮城県合唱連盟 理事長
かきうち えみこ 垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授
しょうじ まき 庄子 真岐	石巻専修大学 准教授
たかだ としえ 高田 登志江	株式会社宮城運輸 代表取締役
みつづか ひさよし 三塚 尚可	宮城県吹奏楽連盟 会長兼理事長
みやはら いくこ 宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授・学部長
むらかみ ひろみ 村上 ひろみ	株式会社北洲 代表取締役社長
◎ もとすぎ しょうぞう 本杉 省三	日本大学理工学部 特任教授
たち けいすけ 館 圭輔 (～H30.3.31) あまの げん 天野 元 (H31.4.1～)	仙台市文化観光局長

敬称略・五十音順

## (3) 開催経緯

回	日時	検討課題	会場
第1回	2017(平成29)年 11月27日	・現状・課題と懇話会の役割 ・現状・課題をふまえた主な論点と議論のための仮説の提示	仙台市役所 第四委員会室
第2回	2018(平成30)年 1月12日	・設置目的、ねらいの考え方について ・施設像の考え方について	仙台市役所 第三委員会室
第3回	2018(平成30)年 5月28日	・施設の構成と規模の考え方、事業運営の考え方、管理運営の考え方について	仙台市役所 第二委員会室
第4回	2018(平成30)年 8月10日	・音楽ホールの立地のあり方と検討方法について	仙台市役所 第三委員会室
第5回	2019(平成31)年 1月22日	・音楽ホールの立地と事業手法について	TKPガーデンシティ 仙台勾当台ホール1
第6回	2019(平成31年) 2月4日	・報告書(案)について	TKPガーデンシティ 仙台勾当台ホール1

## 2. 立地検討専門部会

### (1) 委員名簿

◎：部会長

	氏 名	所 属・役 職 等
委員	かきうち えみこ 垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授
委員	みやはら いくこ 宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授・学部長
委員	◎もとすぎ しょうぞう ◎本杉 省三	日本大学理工学部特任教授
専門委員	さかぐち たいよう 坂口 大洋	仙台高等専門学校教授
専門委員	まにわ ひろし 間庭 洋	仙台商工会議所参与

敬称略・五十音順

### (2) 開催経緯

- 何れの回も冒頭を除き、非公開として開催された。

回	日時	検討課題	会場
第1回	2018（平成30）年 10月22日	・音楽ホールの立地について	仙台市役所 第三委員会室
第2回	2018（平成30）年 11月26日	・音楽ホールの立地について 検討候補地の検討	仙台市役所 第三委員会室
第3回	2018（平成30）年 12月27日	・音楽ホールの立地について 検討候補地の検討	仙台市役所 第一委員会室

---

## 仙台市音楽ホール検討懇話会 報告書

---

2019（平成 31）年 3 月

仙台市音楽ホール検討懇話会

事務局 仙台市文化観光局文化振興課

電話 : 0 2 2 - 2 1 4 - 6 1 3 9

F A X : 0 2 2 - 2 1 3 - 3 2 2 5

e-Mail : [sim004120@city.sendai.jp](mailto:sim004120@city.sendai.jp)

